

上越市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 8 年 8 月 2 1 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 2 9 号

上越市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

上越市認可地縁団体印鑑条例（平成５年上越市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１２条中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。